平成３０年（フ）第６４号
新潟市中央区信濃町７番21号　ベルコート信濃町102号
債務者　鳥谷　　進
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７５号
新潟市秋葉区さつき野３丁目７番７号　コーポあずさⅢＣ
債務者　加藤　雅夫
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７６号
新潟市秋葉区さつき野３丁目７番７号　コーポあずさⅢＣ
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８３号
新潟市北区太田2074番地
債務者　井村まり子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８８号
新潟市江南区鵜ノ子２丁目２番52号、住民票上の住所新潟市中央区鳥屋野１丁目22番29号
債務者　永田　智美（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９２号
新潟市西区浦山４丁目４番３号
債務者　曽我真由美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０７号
新潟市西区新中浜４丁目３番地７　グランデハイム202号
債務者　石黒マツイ（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２０号
新潟県燕市吉田寿町18番２号　ビレッジハウス吉田宮小路　２―502号
債務者　高橋　正典
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６９号
山梨県甲府市山宮町1658番地１　中澤住宅
債務者　平間　公哉（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７０号
山梨県甲府市山宮町1658番地１　中澤住宅
債務者　平間美千子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
長野県諏訪郡原村18653番地１
債務者　谷　　守
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１１１号
岐阜市川部５丁目34番地１　（エルチカラ203号室）、前住所岐阜市又丸894番地１
債務者　大野　俊彦
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５２号
静岡県富士宮市黒田286番地の９、前住所静岡県富士宮市外神952番地の18
債務者　内藤美由紀
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６０号
三重県津市野田21番地615、前住所三重県松阪市久保町1445―４　カレッジハウス６103号
債務者　西出　俊浩
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２００号
神戸市東灘区青木４丁目２番10―709号
債務者　山口　克己
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県伊丹市西野２丁目148番地ヴェントゥーノ西野106号
債務者　中嶋　　央
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係